

財団法人 しまね国際センター コミュニティ通訳ボランティア制度要綱

(設置・目的)

第1条 財団法人しまね国際センター（以下「S I C」という。）に、「コミュニティ通訳ボランティア制度」（以下「コミュニティ通訳制度」という。）を設けます。

2 コミュニティ通訳制度は、外国人住民が社会生活上の様々な場面で、言葉や文化などの違いにより十分なサービスが受けられない場合に、必要に応じて通訳を派遣し、意思疎通を円滑にすることを支援するなど、地域における多文化共生の推進を図ることを目的とします。

(活動内容)

第2条 コミュニティ通訳制度は、次に掲げる各分野で、通訳として協力することを活動内容とします。

- (1) 町内会・自治会等の活動に関すること
- (2) 行政手続きに関すること
- (3) 各種相談に関すること
- (4) 児童生徒の教育に関すること
- (5) 健康福祉に関すること
- (6) 医療に関すること
- (7) その他、S I Cが必要と認めたもの

(登録資格)

第3条 コミュニティ通訳の登録には、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 本制度の趣旨を理解し、熱意を持って活動できること
- (2) 日本語を含む二つ以上の言語でコミュニケーションできること
- (3) S I Cが主催または指定した講座に参加したことがあること
- (4) 18歳以上（ただし、高校生を除く。）で、県内および近郊に住居または通勤・通学先があること

(申込み及び登録)

第4条 コミュニティ通訳の登録方法は、次のとおりとします。

- (1) 登録を希望する者は、別に定める申込書（様式1）をS I Cに提出します。
 - (2) S I Cは、書類審査と面接を行い、登録の可否を決定し、その結果を申込者に通知するとともに、登録をします。
 - (3) コミュニティ通訳として登録された人（以下「登録者」という。）にはコミュニティ通訳ボランティア登録証（以下「登録証」という。）を交付します。
 - (4) 登録者は、活動の際には登録証を必ず携帯しなければなりません。
- 2 原則として、登録日の年度開始日から2年毎に登録の更新を行います。
- 3 更新を希望する登録者は、登録期間満了までに登録更新申請書（様式2）を提出し、S I C指定の講座・勉強会を2回以上受講しなければなりません。その上で、登録更新が適当と認められた者が登録更新されます。
- 4 登録者は、住所、氏名等に変更があったときは、速やかにS I Cに連絡します。

(登録の取消し)

第5条 登録者が次の各号に該当する場合は、S I Cは登録を取り消すことができます。

- (1) 登録者より、辞退の申し入れがあったとき
- (2) 連絡不能となったとき

(3) 登録資格を欠いたとき

(4) その他コミュニティ通訳として不適格と認められる事実が発生したとき

2 登録を取り消された者は、速やかにS I Cへ登録証を返却しなければなりません。

(派遣の依頼)

第6条 S I Cは、県、市町村、公益団体・機関、及び病院・医療関係機関、並びに在県・来県の外国人等から依頼があり、本要綱第1条及び第2条に定める目的及び活動内容に合致すると認められるとき、または、S I Cが主催・共催する事業に関してボランティア活動が必要と認められるときに、その内容に応じて登録者に活動を依頼します。

なお、依頼の手続きは別に定めます。

(費用等の負担)

第7条 コミュニティ通訳として活動した者には、S I Cが交通費相当として1回当たり1,000円を支払います。

2 前項の規定は、依頼者が費用の全部または一部を負担することを妨げないものとします。

(保険加入)

第8条 登録者の活動中の不慮の事故等に対応するため、ボランティア活動保険に加入しなければなりません。また、その費用はS I Cが負担します。

(免責等)

第9条 依頼者及び登録者は、活動中またはこれに前後して、事故や約束事の不履行等により関係者に損害を与えないよう十分に配慮しなければなりません。

2 登録者が事故等により被った損害の補償の範囲は、前条の保険から支払われる金額を限度とします。

3 コミュニティ通訳の活動（不履行含む）により依頼者が被った損害については、S I Cは賠償の責を負わないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第10条 S I Cは、コミュニティ通訳制度を通じて知り得た個人情報について、「(財)しまね国際センター個人情報保護規定」および「運用細則」を遵守し、個人情報保護ならびに責任ある業務遂行に努めなければなりません。

2 登録者は、本事業を通じて知り得た個人情報について、個人情報保護に関する法令・条例および規範を遵守し、責任をもって活動しなければなりません。

(守秘義務)

第11条 登録者または登録者であった者は、活動中に知り得た個人の情報を他に漏らしてはなりません。また、通訳活動以外の目的に使用してはなりません。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附則

この要綱は、平成18年11月30日から試行します。

この要綱は、平成19年4月1日から施行します。